

Title	『烏臺筆補』訳註稿
Author(s)	沖田, 道成; 加藤, 聰; 佐藤, 貴保 他
Citation	内陸アジア言語の研究. 2003, 18, p. 97-142
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/19489
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『烏臺筆補』訳註稿

沖田道成 加藤 聰 佐藤貴保
高橋文治 向 正樹 山本明志

元・王惲『秋澗先生大全文集』（以下『秋澗集』と略す）巻85・『烏臺筆補』3・第十四番目の案件まで、その全文に日本語訳と註釈とを付す。

●原文は『四部叢刊』本に拠り、『元人文集珍本叢刊』（新文豊出版公司）も適宜参照した。また、『四庫全書』本は、テキストとして必ずしも信頼に足るものではないが、校訂において適宜参照した。 ●『秋澗集』の巻数と巻内の順番に従って、各案件

にそれぞれ番号を付した。たとえば、85-4とは巻85の四番目の案件の意である。

●原文中の誤字は（ ）で示し、正しいと思われる字を〔 〕で示した（文字の異同や校訂に関わることは、【註】においても適宜言及する）。 ●改行と空格とは原形に

倣い、各案件の表題部分においても、それら改行と空格が何の字に対するものかを註記した。 ●意味があると思われる原文中の略字体は、なるべく原形のまま残し

た。 ●【註】中にいう（漢）は『漢語大詞典』、（宋元）は『宋元語言詞典』、（張）は張相『詩詞曲語辭匯釈』の略である。 ●『秋澗集』巻84・『烏臺筆補』2の全文に

ついては、すでに『中国研究集刊』30（2002年6月）に訳註稿を発表している。適宜参照されたい。

85-1 為運司併入総管府選添官吏事状

照得、隨路総管府、自至元元年止是管領民訟差税而已。以故総府州県往往員数不備、其或闕員去処多不補差。今者已將運司所管酒税・醋税・倉庫院務・工匠造作・鷹房打捕・金・銀・銅・鉄・丹粉・錫礫・茶場・窯冶・

塩・竹等課并奥魯諸軍，尽行併入各路総管府，通行節制管領。比之在先，職掌事務，其繁冗増劇，豈止数倍。之上所頼，用得其人，員設必備，方可辦集。不然，将来事有失悞，不惟官吏枉被罪戾，且以員数不敷為辞。至於都轄上司，歳終考課，儻無成效，切恐不得独免言責。以某愚見，即日注擬総管官員，理合精選材望素重，強幹有聞，清慎明著之人，使之統紀於上。其衰老罷軟不職素無政蹟者，亦合体究得實，量加黜罰外，拋総管・同知州・同府尹以下官員，驗部分大小事務繁簡，照依旧例添設員数。如総府之治中・散府之推官・上中州之觀察節判・赤劇県之特設丞簿是也。其府州司県首領官吏，亦合添設員数，分掌案牘□□□〔無致遺〕失。依上勾当如此，庶望上下分職，各率其属□□〔以治〕其政，則民安事辦，不致内外庶務有所曠闕。拋□□□〔此合行〕具呈。

【訳】 転運司を路の総管府に統合したのために総管府の定員を増やすべきことについての意見書

関係路の総管府は，至元元年(1264)以来民訟と差発・賦税を司るだけであった。そのため，路の総管府や州・県の役所は，だいたいにおいて定員に満たず，缺員があっても補充されていないところが多い。いま，転運司の管轄下にあった酒税・醋税・倉庫院務・工匠造作・鷹房打捕・金・銀・銅・鉄・丹粉・錫礫・茶場・窯冶・塩・竹等すべての専売収入，及びアウルク(奥魯)の管理義務が路の総管府に統合され，一括して総管府が管理統轄するようになった。これを以前と比較すると，職務の複雑さ，多忙さは数倍に止まらない。上級官庁が頼るところは人であり，官吏の定員が備わってこそはじめて，税の徴収・処理が可能となる。そうでなければ，今後職務に過失があった場合，官吏がいわれなく罪に問われるばかりでなく，反対に官吏の定員が満たされていないことを口実にされかねない。中央の上級官庁が年の終わりの勤務評定を行うときに，もし実績が挙がっていないということになれば，わたくしが恐れるのは，御史臺もこのことを弾劾せざるを得ないということである。

わたくしが思うに、路の総管府の人事案をただちに作り、有能の誉れ高く、辣腕で聞こえ、清廉潔白な人を選び、彼らに上役として取り締まらせるべきである。年老いて軟弱無力で使い物にならず実績もない者は、実地に取り調べて間違いなければ、適宜降格・罷免を行うほか、総管・同知州・同府尹以下の官員は、部署の規模や職務の忙しさを調べ、旧例に照らしてポストを増設すべきである。たとえば、総管府の治中、散府の推官、上州・中州の觀察判官と節度判官、赤県・劇県の丞・主簿がそれである。路に所属する下級衙門の役人も、ポストを増設し、文書の事務処理を分担すれば遺漏がない。上記に従って施行すれば、上下の職分を分かち、それぞれ属僚を統率して政務を整え、民はおさまり仕事は処理され、内外のあらゆる職務は怠慢がなくなるであろう。

これについては、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●運司併入総管府—『元史』卷7・世祖本紀4・至元八年(1271)二月己亥の条に「諸路転運司を罷めて総管府に入る」という。したがって本案件は至元八年二月の直後に書かれたものと推測される。本案件は表題に「運司併入総管府」といいながら、王暉が実際に展開しているのは「総管府が転運司に併入された」というに等しい路総管府の窮状である。中国風の官制に一応は立脚したと思われるモンゴル時代最初の漢地支配機構は、耶律楚材が設立したといわれる「十路徵収課税所」がその始めだが、そもそも「十路徵収課税所」は、「徵収課税所」という名に明らかなように「転運司」としての色彩を強くもったものと思われ、以後、至元八年二月までの漢地支配機構の変遷は、路総管府と転運司の分離・統合の過程といってよい。クビライ時代の中統元年(1260)に発足した「十路宣撫司」は、その下部に「(諸路)監榷課税所」という組織をもつ点で実質的には「十路徵収課税所」の職掌を継承、発展したものであったが、この「十路宣撫司」が中統二年十一月に廃止された後は、同三年十二月に「十路宣慰司」が立ち、同四年正月には「諸路監榷課税所」は「諸路転運司」として独立している(『元史』卷5・世祖本紀2による)。至元八年の「転運司の総管府への併入」は、その意味で

は、関係路の総管府が「徴収課税所」に回帰したことを意味するかもしれない。また一方、これを別の観点から見ると、中統三年に設立された諸路転運司のヘッドクォーターとして同年に置かれた都転運司（この都転運司が中統四年に「諸路監榷課税所」を吸収する）には、後の財務長官 アフマド（阿合馬 Ahmad）がいた。このアフマドは、至元元年（1264）十一月に中書平章政事となり、至元三年正月には制国用使司を設立して司使に、至元七年正月には制国用使司を尚書省に発展、解消して平章尚書省事になり、六部を尚書省に移管するにいたる（『元史』巻85・百官志1参照）。これらの流れはすなわち、アフマドがクビライ時代の財務長官として擡頭し、政治力を獲得してゆく過程であったが、至元八年の「転運司の総管府への併入」もそうした一連の流れの一つであり、つまりは、クビライ時代の地方支配機構が転運司・総管府ともども実質的にはアフマドの管轄に入りつつあったことを意味する。そうした点からするならば、王暉が本案件で展開しているのは、実はアフマド批判だったように思われる。 ●照得一

「照」は、もとは、つまびらかにする、の意。「得」は語助。文書の発端、段落の変わり目にあたる部分に用いられるが、実際にはほとんど意味がない。

●随路一「諸路」「各路」などとの使い分けがあることからすれば、「随路」は、関係する路、といった意。「随」は、関係する中から任意に選ばれるので「随」という。転運司と総管府の関係は、各地域の状況に応じて様ではなかったと思われ、本案件が述べる内容も漢地全体を視野に入れた一般論ではないと推測されるが、王暉がどういった地域を想定して本案件を書いているのかは、よくわからない。ただし、本案件に「奥魯諸軍」の言及があることからすれば、山東や河北等を想定すべきかもしれない。 ●自至元元年止是管領民訟差稅而已

一前註で述べたように、「十路宣撫司」が「十路宣慰司」と「諸路転運司」とに分割されたのは中統三年（1262）十二月のことであり、しかもこのときクビライは、「諸路管民官は民事を理さめ、管軍官は兵戎を掌り、各おの司る所有りて、相い統摂せざれ」という詔を出している（『元史』巻5・世祖本紀2）。総管府が「ただ民訟・差税のみを管領する」ようになったのは恐らく至元元年（1264）以前か

らであった。にもかかわらず王暉がここで敢えて「至元元年より」と述べるのは、この年が「遷転の法」も定まり、中国風の官制が一応はスタートした年という意識があったからではあるまいか。また、前年の中統四年(1263)には「詔して中書左右部を以て諸路都転運司を兼ねしむ」(『元史』巻85・百官志1・山東東路転運塩使司の条)といい、至元元年十一月壬辰には、領中書省左右部兼諸路都転運司であったアフマドとアリー(阿里・Ali)が中書平章政事と右丞に昇進し、さらに至元七年(1270)に尚書省が成立した後には、六部を尚書省に移管する。その意味で、至元元年は、後に尚書省が成立していくひとつの転折点でもあった。

●去処—現代中国語の「地方」の意。 ●運司所管……等課—これらの税目については個別に総管府や提挙司等の専門官司が置かれて路総管府に属したが(『元史』食貨志等による)、『元史』巻6・世祖本紀3・至元五年(1268)七月庚午の条に「諸路打捕鷹坊・工匠・洞冶総管府を省きて、転運司をして之を兼領せしむ」といい、至元六年二月丙申の条には「宣德府税課所を罷めて、上都転運司を以て兼領せしむ。河南・懷孟・順德三路税課所を改めて転運司と為す」、同書巻7・世祖本紀4・至元七年六月丁亥の条にはまた「各路洞冶総管府を罷め、転運司を以て兼領せしむ」というように、至元七年までの間に転運司がしだいにそれらの税目を統括していったと思われる。

●奥魯諸軍—奥魯とは、モンゴルの兵制で、前線の兵士の家族群によって組織された後方の移動式兵站陣営であるとされる。漢地においては、兵士を輩出する正軍戸、及び数家族の貼軍戸を組織し、これを奥魯として管轄し、正軍戸ごとに土地を支給して耕作させ、輜重や代替兵員の供出などに充てた(『国朝文類』巻41・経世大典序録・軍制の条、『元史』巻99・兵志2・鎮戍の条参照)。中統四年(1263)正月、奥魯を兵団と切り離し十路奥魯総管が立てられ(『元史』巻5・世祖本紀2)、枢密院に従属した。至元五年(1268)七月以降は「各路奥魯官を罷め、管民官をして兼領せしむ」といい(『元史』巻6・世祖本紀3)、路総管府に従属する。至元十年十二月己酉朔には、「安童等言えらく、『昔博赤伯都謂えらく、総管府の権は太だ重ければ、宜しく運司を立てて諸軍奥魯を并せ、以て之を分かたんと。臣以えらく、今の

民官は、例に循い遷徙し、保に邪謀無し。別に官府を立つるは、民に於いて未だ便ならず」と。帝之を然りとす(『元史』卷8・世祖本紀5)とある。 ●之

上一「之」は前句にもつきうが、ここでは代詞と考え、「上」は「上司」の謂とした。 ●用得—「得」は語助。 ●辦集—(税や穀類を)そろえる・集める、の意。84-7参照。

●不惟官吏枉被罪戾—『元史』卷176・劉正伝によれば、至元八年(1271)の「併入」に際して転運司の会計監査が行われ、大都路転運司の課銀五百四十七錠の行方をめぐって倪運使以下四人が捕えられた。ところが帳簿(歳入簿籍)を調べたところ、転運司司庫の辛徳柔による着服と判明、課銀は無事回収され、倪運使らの冤罪も晴れ、釈放された。この事件は時的にも本案件と合致し、王憚が意識する事件のひとつだったかもしれない。

●都轄上司—ここでは、右丞相アントム(安童)ら「都省」と吏部を指す。

●言責—『烏臺筆補』2「皇太子親政事状」(84-3)に「憚 職分は卑猥と雖も、言責に当たる」とあり、御史臺をいう。 ●即日—『元人文集珍本叢刊』本では「即日」に作る。「即日」「即日」ともに「目下」の意。

●注擬—「注」は、書式の決まった公文書に「填写」することをいい、「擬」は案づくりを行うこと。「注擬」は主に人事案を作成することをいう。 ●材望素重／強幹有聞／清慎明著／衰老／罷軟—「考課」の際のテクニカル・タームであろう。なお、「罷軟」は『六部成語註解』吏部成語に「力無きを軟と曰い、遅延するを罷と曰う」とある。

●旧例—「散府の推官」「上・中州の觀察節判」「赤・劇県の県丞・主簿」はいずれも『金史』百官志に見え、「旧例」は金制を指すと思われる。「総府の治中」は『金史』百官志には見えないが、『金史』卷73・完顔守貞伝に「大興府治中に遷る」とあり、やはり金制であることが確認できる。また、蔡美彪『元代白話碑集録』「一二三八年鳳翔長春觀公拋碑」には「治中鳳翔副都総管馮」という記述も見え、ここに列挙される「総府之治中・散府之推官・上中州之觀察節判・赤劇県之特設丞簿」が、金元交替期の華北に長らく残存していた可能性も高い。なお、元刊本『事林広記』官制類等には上路治中・同推官・上県丞・上県主簿・中下県主簿が記述され、後に元制でも置かれていたことが一応は確認できる。

●府州司県首領官吏—「府州司県」は、金元期にのみ見られる特殊な用語で、「路」に所属する地方の衙門全般をいう。ここでの「司」は「録事司」を指すと思われる。また「首領官吏」は、それら地方の衙門にいる下級役人全般を指す。「首領官」はもともと、路府州県等の地方の衙門に所属する司吏等の吏員が任期を終えて(三考)出職する提控案牘・都目・吏目・典史等(流外職)、ならびに、中書省・尚書省・御史臺等の中央の衙門に所属する吏員が任期を終えて出職する経歴・都事・主事・知事・照磨・管勾等をいった。中央衙門の経歴・都事・主事・知事・照磨・管勾等は、その衙門の等級に応じて品級を異にしたようであるが、おおむね入流官だったようであり、それぞれの衙門最下層の官員であった。「首領官」とは、吏員が任期満了し入流していく際、まず出職するポストの総称。ただし、ここにいう「府州司県首領官吏」は、それら具体的な「首領官」をいうのではなく、単に「地方の役人」の意。 ●□□□失—『四庫全書』本により「無致遺」三字を補う。以下、『四部叢刊』本において文字が判読できない部分については同様に補った。

85-2 論省部掾内選択検法官事状

□□□□見設検法官，多取自州府司吏等人，如刑□□□□安某是也。且刑部人命所繫，法家自非専門善於其事者，察則過於深刻，昧者不知所守，輕重高下，鮮能適宜。其或処心(私循)〔徇私〕，唯法是斲，尤為利害。兼照得，檢法係八品正官，亦無州府吏人，既非才選，輒用補充者。今後，合無於省部令史内，選択知経史，明法律，識政体，明良公平之人(者)〔補〕充，似為相応。合行呈呈。

【訳】 中書省の掾の内から検法官を抜擢することを論じる意見書

□□□□いま置かれている検法官は、その多くを州・府の司吏などから選抜

しており、たとえば、刑部□□□□安某などがそうである。

そもそも、刑部(の職務)は人命に関わるものであり、法に携わる者は専門的に法令運用に長けていなければ、穿ち過ぎれば厳正に過ぎ、職務の何たるかを知らなければ、抛るべき法令もわからず、懲罰の軽重を適切に運用することができない。私情に従おうという魂胆をもち、ただ法をもてあそばうとするものが一番害悪を及ぼす。そのうえ、検法官は八品の入流官であり、州・府の胥吏が、入流官として能力を認められたわけでもないうえに、妄りに充てられるいわれはないのである。以後、中書省の令史の内から、経書史書に通じ、法律に明るく、政の肝要を知り、賢明善良で公平な者を選抜して充てるのが適当であろう。

以上、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●検法官—その実態は明らかでないが、宋・金・元三朝の中央衙門に置かれた首領官クラスの官員。『金史』卷55・百官志1・礼部・左三部検法司の条は「司正二員，正八品，法状を披詳するを掌る。検法二十二員，従八品，各司の取法文字を検断するを掌る」といい、『東都事略』卷112・循吏伝・高賦の条は「専ら讞疏駁事を平らかにするを以てす」という。『元史』は御史臺にのみ検法官が置かれたように記述するが(卷86・百官志2・御史臺の条「至元五年(1268)，始めて臺を立て官を建て，官七員を設く。……典事従七品，検法二員，獄丞一員。……十九年(1282)，検法・獄丞を罷む」)，同書卷170・楊湜伝に「楊湜，字は彦清，……始め府吏を以て検法に遷る。中統元年，辟かれて中書掾と為る」とあり，また『秋澗集』卷80・『中堂事記』上には中統元年(1260)に「検法兼縁堂一人」に沈侃が任命されたと記述するから，検法官が中書省にも中統元年から置かれたことは明らかである。なお，この沈侃が至元五年以後は御史臺の検法官を務めたようである(『永樂大典』卷2607・臺・御史臺2所収「経世大典」参照)。 ●□□□□見設検法官—『四庫全書』本は缺文を「窃照近日」に作るが，「近日」は「見設」と矛盾する。また，本案件は「刑部」といい「省部」というように，中央衙門の

中でも、特に中書省・左右部の検法官を問題にしているように思われる。とすれば、「近日」の部分に「省部」の文字が入ることも考えられる。 ●司吏—路府州県等の地方の衙門に所属する案牘吏員を「司吏」といった。『元典章』巻12・吏部6・吏制1・司吏・遷転入吏の条に、「所轄の路府州県の司吏は、即ち土豪の家の買嘱して承充するに係る。外には権豪と交接して民産を侵蠹し、内には官府を把持して簿書を捏合す。本身は吏たりて、兄弟・子姪・親戚人等を府州司県の写発に置く。上下交通し、表裏に奸を為して、詞訟を起滅す。久しく衙門を占め、郷土を出離するを肯んぜず」というように、司吏の多くは在地の人間が務めたようであり、地元の勢力と結びついて不正の温床となった。王惲はここで、そうした司吏が不当に検法官を務める問題を指摘しているものと思われる。 ●如刑□□□□安某一『四庫全書』本は缺文を「部之検法官」に作る。 ●且—発語の助辞。『助字辨略』参照。 ●(私循)[徇私]—『四庫全書』本により改めた。 ●才選—「才選」は「材選」とも書き、入流官が何考か経た後に、才能を認められて特別な職務に充てられることをいう。 ●輒用—「輒」は、勝手に、の意。84-4の註参照。 ●令史—中書省・樞密院・御史臺、ならびにその出先機関である行中書省・行御史臺・大都路総管府・上都留守司等、二品以上の衙門に置かれていた案牘吏員を総称して「令史」という。金朝期にあつては、「令史」は入流官として扱われ、官人を胥吏扱いするものだ、との批判はありながらも、「令史」になることは進士及第者の出世の捷徑にもなっていた(劉祁『歸潜志』巻7・省吏の条参照)。元初の庶制は多く金制を襲うが、「令史」も同様で、やはり入流官として扱われた。なお、陶宗儀『南村輟耕録』巻2・令史の条に「国朝凡そ省・臺・院の吏を掾史と曰うに、独り江南行臺のみ令史と作すは、蓋し至元十四年(1277)に初めて行臺を立つる日、御史大夫に三品の秩を授くるが故に縁なり。後に一品を陞すと雖も、因循を樂しみて申明改正を為さず。西臺立つるに、南臺已に品秩を陞すを視れば、則ち掾史と曰う」というように、「令史」は「掾史」とも呼ばれた。 ●(者)[補]充—文意により改めた。『四庫全書』本は、「著充」に作る。

85-3 為添設按察司八道事状

切見、四道按察司、部内寛遠、一出巡按、動經半年、往返万里、不惟官吏生受、其实艱於周察。又体知得、高麗島夷小邦、尚設按察八道。今東寧府内属鳳州等郡県、乃一道也。況堂堂十万里之大国乎。擬見設四道按察司、每道合無添作兩道、依上勾当、寔為便益。

【訳】 按察司を増置して八道とすることについての意見書

いま四道に分割されている按察司は、管轄の面積がそれぞれに広く、一度巡察に出ればすぐに半年は過ぎ、往復は一万里もあって、(担当の)官吏が苦しむばかりか、実際には区内を全部見てまわることも困難である。そのうえ、実地に知ったところでは、高麗のような東の小さな島国でさえ、八道に分割して按察司を設け、東寧府に内属する鳳州以下(旧高麗領)の州県までも一道となっているのである。四方十万里の堂堂たる疆域を有するご公家が(按察司を八道に区分すべきなのは)、まして当然であろう。

いま設けられている四道按察司については、各道ごとに二道に分け、上記のようにして仕事をさせれば、官・民ともに有益である。

【註】 ●添設按察司—モンゴル時代の監察機構は、クビライ時代以前には断事官や廉訪使があったが、中国風の官制を一応意識したそれは、至元五年(1268)に御史臺が発足して翌六年に設けられた「四道按察司」が始めである(『元史』巻6・世祖本紀3・至元六年正月の条参照)。また「四道」とは、『元史』巻86・百官志2・肅政廉訪司の条に、「国初、提刑按察司を四道に立つ。曰く山東東西道、曰く河東陝西道、曰く山北東西道、曰く河北河南道」とあるのがそれであり、同条の記述によれば、至元八年(1271)に河東陝西道が二つに分割され五道となり、十二年に山北東西道が二つに分割されて六道となり、その後至元十三年に按察司は宣慰司に併合され、十四年に復活した折には旧南宋領にのみ八道

が置かれたという。このことからすると、本案件は按察司が五道に分割された至元八年以前に書かれたのであり、同様の観点から、「見設按察司五道」と記述する『烏臺筆補』5「論陳提刑改除不宜取解由事状」(87-12)は八年以後に書かれたことになる。また、「添設按察司八道」は、「八道を添設する」のではなく「添設した結果八道になる」ことが、本文の内容から推察される。 ●動一往往・ややもすれば、の意。84-7の註参照。 ●体知得一この表現を文字通り考えるならば、王暉は実際に高麗の地を訪れたことになるだろう。 ●島夷小邦一朝鮮半島を「島夷」とする認識は古くからあったようで、たとえば『尚書』禹貢にある「島夷皮服」という表現に対し、顔師古は「今朝鮮地」という註をつけている(清・朱鶴齡『禹貢長箋』卷1所引)。 ●設按察八道一高麗に按察司八道が設けられたことをいうこの記述は、史書の缺を補ってきわめて重要だが、その実態がいかなるものであったかはよくわからない。林衍らの反乱(後述)を制圧するために高麗に入ったモンゴル軍の側が、地元の動向を監察する廉訪使のようなものを八道に派遣したことを恐らくいうのであろう。 ●東寧府内属鳳州等郡県一東寧府については、『元史』卷59・地理志2に「東寧路、本と高句驪の平壤城にして、亦た長安城とも曰う。……元の至元六年(1269)、李延齡・崔坦・玄元烈等府州県鎮六十城を以て来帰す。八年、西京を改めて東寧府と為す」というほか、同書卷7・世祖本紀4・至元七年正月甲寅の条にも「高麗の西京内属に詔して東寧府に改め、慈悲嶺を画して界と為す」とあり、同書卷208・外夷伝1・高麗・至元七年正月の条にも「西京内属に詔して東寧府に改む。慈悲嶺を画して界と為し、忙哥都を以て安撫使と為し、虎符を佩び、兵を率いて其の西境を戍らしむ」とある。高麗では至元六年に林衍らが反乱を起こし、これを制圧するために、クビライは忙哥都や趙良弼らを派遣していた。西京とは今のピョンヤン。東寧府に改められたのがいつかは定かでないが、やはり「本紀」のいう至元七年正月に従うべきだろう。また、鳳州については、『高麗史』卷58・地理3に「鳳州、本と高句驪の鶴嶺郡なり。新羅の景德王、改めて栖巖郡と為す。高麗の初め、今名に更む」とある。モンゴル側は、東寧府を立

てた直後に高麗に屯田を置いたようだが、その経略使が置かれたのが鳳州だったようである(『元高麗紀事』による)。王恁が東寧府を訪れたとすれば、至元七年のことだったに違いない。本案件は、旧高麗領に東寧府が置かれた至元七年(1270)正月から、按察司が五道に分割された至元八年三月乙丑までの間に書かれたと推測される。 ●便益—『吏学指南』詳恕の条に「官民両利を謂うなり」とある。

85-4 論起移懷孟路新民事状

伏見、懷孟新民二千戸、大小一万餘口、今將差官分間起移、前往中興路安置。止恐因而別生事端。然狂悖有言者、特本管頭目三数人耳。今以在官審実、有状罪之可也。掘中間事情、恐小民或不預知。兼此等俱係車駕渡江時軍前好投挿人戸、前後恩恤十年、一旦徙就遠地、誠当念慮若万一生事、深繫利害。且即日春首、当国家布德施惠、助長生之氣。又蝗旱連年、所在生受。今者遷徙遠去、不惟費用浩大、經過州県、飲食供頓、人兵防送、必致騷擾、其間更多卒難起移之事、而老弱因流離道路、困乏疾疫、不無死損。恐軫傷和氣、又非来遠人之道也。參詳、莫若分移使実近襄州郡、破散支党列之編戸、一隸有司管領、甚為長便。

【訳】 懷孟路の新附の民を移すことを論じる意見書

わたくしが思うに、懷孟路にいる南宋からの新附の民二千戸、老若一万人あまりは、役人を派遣して調査區別し、いま中興路に移し住まわせようとしている。ただ懸念するのは、これをいいかげんに処理してしまうと何らかの事態を派生しかねない点である。謀反の言をなす者がいたとはいえ、二千戸の新民を管轄する数人の長だけであった。(この数人については)いま当地の役所で事実を明らかにし、しかるべく処理がなされた。内部の事情については、二千戸の

民らは恐らく預かり知らないことである。加えて、彼らはみなカアンが長江を渡られた際に自ら好んで投降してきた者たちで、その後のカアンの下された恩恵は十年にわたるのに、いったん遠方(中興路)に移住させると、万が一の事件が起こった場合に、大きな害を生む可能性があるろう。しかも、今は春の初めで、国家が徳を布き、恵みを施し、作物の生長を助ける時期である。そのうえ各地は蝗害・早魃が続いて苦しんでいる。いま彼らを生住させて遠方へ移すと、ただ単に経費がかさむだけではなく、通過する州・県で食糧を供出し護送の兵を用意して、必ずや騒ぎが起こり、そうこうするうちに、新附の民を移動させにくい多くの事柄も発生し、さらには、老人や幼い者が道中に生き別れ、疲れ死んでしまうこともあるだろう。これではかえってお上の教化を損ない、また遠来の者をもてなす道でもない。

思うに、これらの民を分割して移住させ、(懐孟の)近隣の州に所属させ、分裂した集団をさらに解体整理して戸を編成し、ともに役所の管轄下に置いて管理させるのが、長期の便宜であろう。

【註】 ●懐孟路新民—『元史』卷4・世祖本紀1・歳丙辰(憲宗六年, 1256)の条に「憲宗 命じて懐州を益して分地と為さしむ」とあるように、懐孟には世祖クビライの分地があった。また「新民」は、南宋から帰順してきた「新附民」の謂。己未年(憲宗九年, 1259)、クビライは憲宗モンケの命を受けて南宋領の鄂州へ南下したが、その鄂州の役の際に得た「新附民」を自らの投下領である懐孟に置いたのが、本案件のいう「懐孟路新民」である。『元史』卷4・世祖本紀1・歳己未(憲宗九年, 1259)閏月の条に「(張)文謙に命じて降民二万を發して北帰せしむ」といい、また、同書卷4・世祖本紀1・中統二年(1261)秋七月の条に「渡江の新附民の蔡州に留屯する者は、懐孟に徙居せしめ、其の種食を貸す」、さらに、同条に「鄂州の青山磯・許黄洲より招く所の新民の遷して江北に至らしむる者は、官を設けて之を領せしむ。勅して懐孟の牧地は民の耕墾するを聽す」という。この「新附民」は、至元七年(1270)十二月から至元八年正月にかけて、一部

がさらに旧西夏領の中興路に移されたと思われ、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十二月の条は「懷孟の新民千八百餘戸を徙して河西に居せしむ」といい、また、同書卷100・兵志3・屯田・甘肅等処行中書省所轄軍民屯田・寧夏營田司屯田の条は「世祖至元八年(1271)正月、己未の年(1259)の隨州・鄂州の投降したる人民一千一百七戸を簽發し、中興に往きて居住せしむ」という。また、同書卷170・袁裕伝にも「(至元)八年監察御史を拝し、俄かに旨有りて西夏中興等路新民安撫副使を授かり、本道巡行勸農副使・奉直大夫を兼ね、金符を佩す。時に鄂民万餘を西夏に徙す。有司廩食を与うと雖も、而るに流離顛沛猶お多し」という記述がある。したがって、本案件は至元七年十二月初後に書かれたものと推測される。なお、『烏臺筆補』6「為懷孟路新民不便事状」(88-19)も、やはり同様に「懷孟路新民」について述べる。 ●二千戸大小一万餘口一前註に引いた、『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十二月の条、及び袁裕伝の記述する数値とほぼ一致する。 ●分間一(漢)は「判別」という。調べて区別する、の意。 ●起移一宋元期の史牘語。主に戸籍を移すことをいう。 ●中興路一後の寧夏府路。「中興」の名は、恐らく西夏の中興府に由来し、漢文史料では一般に「興慶」と記述される。本案件や『元史』卷7・世祖本紀4等に「中興路」と見えるのは、モンゴルが西夏の地名を襲った例として注目される。なお、中興路が寧夏府路に改められるのは至元二十五年(1288)、『元史』卷15・世祖本紀12参照。 ●因而一いいかげんに・勝手に、の意。(張)参照。 ●然一「雖然」と同意。 ●三数人一「数人」の意。 ●在官一「所在官吏」ないし「所在官員」の意に解した。 ●車駕渡江時一己未年(憲宗九年, 1259)、クビライが長江を渡って南下した「鄂州の役」を指す。 ●前後恩恤十年一「鄂州の役」から「前後恩恤十年」であれば至元六年(1269)にあたり、本案件の段階では、まさに懷孟の新附の民が中興路へ振り分けられんとしているところである。 ●即日一85-1の註参照。 ●転傷一「転」は「却」の意。 ●遠人一「懷孟新民二千戸」をいうのではなく、いま南宋にいる人々を指す。 ●近襄州郡一『烏臺筆補』6「為懷孟路新民不便事状」(88-19)には、「懷孟路の

新民三千餘戸は、六処に俵居すと雖も、終に大河に瀕近し、又た本路の節制の内に在らず」と記され、本案件で王暉が具申したとおり、懷孟の新附の民が黄河に程近い「近襄州郡」の六箇所に振り分けられたのも事実のようである。

●破散支党—「支党」は首領に追隨する集團の謂。『宋史』卷416・吳淵伝に「其の渠魁を殲ぼし、其の支党を散ず」とある。「支党を破散する」とは、『三国志』卷14・魏書14・董昭伝に「伏して惟えらく、前後の聖詔、深く浮偽を疾み、以て邪党を破散せんと欲し、常に用て切齒す」というように、長を失った党をさらに分解すること。 ●長便—『吏学指南』詳恕の条に「久しく利益有るを謂うなり」とある。

85-5 論丞相史公位師保事状

(「国」「朝廷」で空格、「累聖」で改行平出)

蓋聞、崇徳報功、聖之盛事、尊賢敬老、 国之常經。伏見、前中書左丞相平章政事史公某、徳望素高、忠勤兩著。比者、 朝廷以元老勲臣、累聖眷遇、詔離重地、時錫寵光、蓋所以安老臣而崇徳業也。今史公、年雖耳順、精力未衰、謀猷風彩、足以儀刑中外、表正群卿、而坐鎮雅俗。僉謂宜封公爵、又聞將歸真定。設若允俞、不過角巾私第、安榮一身耳。伏念、師保之列、久曠其人。合無奏聞、使居斯位、以備論思、必能進尽忠言、有所広益也。如此、不独尽養老乞言之道、抑以激勸人臣、罄竭忠尽之節、天下幸甚。 摠此合行具呈。

【訳】 丞相史天沢殿を三公の位につけることを論じる意見書

聞くところによれば、有徳者を尊崇し功勞に報いることは天子の立派な仕事であり、賢者を尊び年長者を敬うことはご公家の務めである。わたくしが思うに、前中書左丞相平章政事の史天沢殿は、以前から有徳の名声が高く、忠・勤で知られる。以前より、元老や勲臣に、歴代のみかどはおぼしめしをかけら

れ、詔によって戦地を離れる際に、常に直接恩徳を賜ってこられたのは、思うに、年長の重臣を大切に、徳の高い行いを尊ぶがためである。

いま史天沢殿は、耳順の歳とはいえ力は衰えることなく、はかりごとと威容は内外の模範となり、群臣たちに手本を示して、居ながらに世の士民を鎮めるだけの力をもつ。誰もが国公に封ぜられると思っていたのに、なんと真定に帰るとのこと。もしそれを許してしまえば、史天沢殿は私邸に隠居して、ひとり安んじて榮譽に浴するだけである。

恐れながら思うに、三公の位は長いあいだ空席のままである。カアンに上奏して、史天沢殿を三公の位につけ、天下のご政論に備えたならば、必ずや尽忠の上言をし、大方に利することになる。このようにすれば、年長者を慈しみ、その教えを乞うという道理にかなうだけでなく、臣下を鼓舞し、尽忠の節義をつくさせることにもなって、天下の幸いとなる。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●丞相史公—史天沢をいう。『元史』巻7・世祖本紀4・至元八年(1271)正月己卯の条に「史天沢告老するも、允さず」とある。本案件は、恐らくこの前後に書かれた。史天沢は、モンゴル時代の丞相の中でも特に詳細にその事績を知りうる人物であるが、それは主に、王暉が史氏に関わる文章を多く残したことによると思われる。王暉は、史天沢について、代表的なものだけでも「開府儀同三司中書左丞相忠武史公家伝」(『秋澗集』巻48)、「大元国趙州創建故開府儀同三司中書右丞相贈太尉忠武史公祠堂碑銘并序」(『秋澗集』巻55)という二つの重要な伝記資料を残しており、また、『烏臺筆補』の本巻においても、史氏に関係するものは本案件を除いてもさらに二つある。王暉が史天沢に関わる文章を多く残した理由のひとつは、『元史』巻167・王暉伝に「史天沢兵を將いて宋を攻むるに、衛を過ぎる。一見して接えるに賓礼を以てす」(「開府儀同三司中書左丞相忠武史公家伝」は「不肖暉、猥りに公の門に登ること年有り」という)と述べるように、王暉と史氏の特別な関わりがあったと思われる。だが、当時の政治情勢を考

えるに理由はそれのみではなかったのであり、アフマドをめぐる対立構図に、恐らくもうひとつの理由があったはずである。史天沢とアフマドは、たとえば『元史』巻205・阿合馬伝が、至元七年(1270)前後のこととして両者の「争辨」を記述するように、その関係は決して良好なものではなかった。王暉は、『烏臺筆補』85-1・85-8・85-10(いずれも本稿所収)といった案件で実質的にはアフマド批判を展開しているが、また、『元史』巻126・廉希憲伝に「(至元)五年(1268)、始めて御史臺を建て、継ぎて各道提刑按察司を設く。時に阿合馬専ら財利を総べ、乃ち曰く『庶務は諸路に責成し、錢穀は之を転運に付さんとするも、今之を繩治すること此の如くんば、事何に由りてか辦ぜん』と。希憲曰く『臺察を立つるは、古の制なり。内なれば則ち奸邪を弾劾し、外なれば則ち非常を察視す。民瘼を訪求せば、国政に裨益すること、此より大なるは無し。若し之を去れば、上下をして専ら貪暴を恣にせしめ、事豈に集む可けんや』と。阿合馬対うること能わず」というように、御史臺とアフマドのあいだには深い対立があったと推測される。そうした王暉の立場からすれば、史天沢はアフマドに対抗する最も重要な拠り所でもあったはずである。王暉が、本案件を始めとして史氏関係の記述を多く残した背景には、恐らくこうした事情があった。

●師保一太師・太傅・太保のいわゆる「三公」をいう。王暉はここで、至元元年八月に太保に除せられた劉秉忠を意識しているだろう。なお、劉秉忠が太保に除せられたことについては、王磐「故光祿大夫太保贈太傅儀同三司文貞劉公神道碑銘并序」(『劉太傅歲春集』巻6・付録)に「(中統五年(=至元元年)秋八月)公に光祿大夫位を授け、太保に位し、中書の事を参領せしむ」とある。なお、元の「三公」については、『国朝文類』巻40・経世大典序録・三公の条参照。 ●前中

書左丞相—『元史』巻155・史天沢伝には「(至元四年)復た光祿大夫を授け、中書左丞相に改む」とある。また『元史』巻112・宰相年表1によると、史天沢は至元六年まで左丞相だったとされる。 ●累聖—改行平出されていることからすれば、チングス以来の歴代カアンを指すだろう。

●今史公年雖耳順—前註で述べたごとく、この案件は至元八年(1271)前後に書かれたと思われ、史

天沢の伝記史料によれば、このとき彼は七十歳前後であった。時代は下るが、『元史』巻84・選挙志4・考課の条に「凡そ官員の致仕、至元二十八年(1291)、省議したるに、『諸職の官は年七十に及べば、精力衰耗す、例として応に致仕すべし』とあり、また『元典章』巻11・吏部5・職制2・致仕・七十致仕の条、『通制条格』巻6・選挙・軍官襲替の条等も、軍官は七十で致仕することを述べる。七十で致仕する慣例は恐らく古くからあったのであり、だからこそ史天沢も至元八年に「告老」したのであろう。とすれば、王惲がここでなぜ「耳順」という言葉を使ったのか、よくわからない。 ●風彩—按察使や廉訪使として各地を「肅正」しうる威厳をいう。 ●公爵—『元史』巻91・百官志7・勲爵の条に「爵八等」が記述される。「王」「郡王」が諸王・駙馬に与えられるものとすれば、漢人の最高位は「国公」ということになる。王惲は、やはり史天沢について論じた『烏臺筆補』3「史丞相子格合任用状」(85-25)の中で、魯国公 嚴実と蔡国公 張柔に言及しており、本案件においても恐らく国公を意識していたと思われるので、ここにいう「公爵」を取って「国公」と訳した。なお、史天沢は至元八年(1271)に「国公」ならぬ「開府儀同三司平章軍国重事」に封じられている(『国朝文類』巻40・経世大典序録・三公の条は「開府儀同三司」について、「儀同三司は金の旧制に因り、之を散官と謂う。実は開府の儀無きとなり。凡そ開府なる者は則ち参軍・長史の属有り」という)。 ●将婦真定—史天沢は至元六年(1269)正月より襄陽攻めに参加していたが、至元七年に病気を理由に戦線を離脱して帰還している。前註でも言及したとおり、この頃史天沢は引退しようとしていた。 ●抑以—「抑亦」に同じ。「不独」と対応することば。

85-6 請明国朝姓氏状

(「聖朝」「国朝」で改行平出)

蓋聞、自古有国之君、皆推原世系、以明姓氏。如軒轅以有熊為氏、帝堯以陶唐為氏、夏以姒、商以子、周以姬、亡遼以耶律姓、殘金以完顏姓、是

也。伏惟，

聖朝奄有区宇，六十餘載，際天所覆，罔不臣屬，而又礼文制度粲然一新。欽惟，

国朝姓氏广大徽赫，遠降自天，今輝潛未發，無以啓悟臣民視聽之願。兼体知得，有親散賜姓等氏。誠宜區別親疎，使貴賤之間，各有攸序。然後詔誥万方，使如日麗天煇耀六合，上以接千歲之統，下以垂無疆之偉蹟也。憚職居言責，細大之事，似宜敷陳。故愚慮所及，不敢少隱。

【訳】 ご公家の姓・氏を明らかにすることを請う意見書

聞くところでは、領土を保つ君主は、昔から、みなその家系の淵源をたずね、姓・氏を明らかにするという。たとえば、軒轅は有熊を氏とし、帝堯は陶唐を氏とする、夏は姁、商は子、周は姬、亡遼は耶律、殘金は完顔を姓としたのがそれである。わがご公家は広く世界を領有すること六十餘年、天の続くかぎり臣従しないものはなく、そのうえ、さまざまな儀式・制度を一新された。わたくしが思うに、わがご公家の姓・氏は偉大なる天命の表象であり、遙かなる天から頂いたものでありながら、いま、その天の光を明らかにせず、栄光をつぶさに知りたいと思う臣下・人民の願いを満足させることができないでいる。しかも、わたくしが実際に知っているところでは、親しい者がいれば(天子は)姓等の家柄をお与えになっている。(姓氏を定め)血筋を明確にして、身分の上下を秩序あるものとすべきであろう。そうしてこそはじめて、ご公家が四方に命令を出しても、太陽が天に輝くがごとくに世界を照らし、上は千歳の正統に連なり、下は永遠の偉業として模範を垂れることになるのである。

わたくし王憚は、御史臺に奉職する以上、意見があればいかなることでももらさず述べるべきであろう。したがって、浅はかな考えの及ぶかぎり、包み隠さず述べた次第である。

【註】 ●姓氏—『元史』卷1・太祖本紀1の冒頭に「太祖，……諱は鉄木真，

奇渥温氏を姓とし、蒙古部の人」と言うように、「氏」は血族のより広い範疇に属し、「姓」はより狭い概念だと思われる。本案件は、モンゴル王族の家系・部族に適当な「姓」「氏」を与えるべきことを論じるものであり、漢語で記述された非漢族の家系・部族が中国においてそもそもどのような観点から捉えられているかを知る重要な手掛かりになりうるが、「姓」「氏」の概念・起源について、当の中国が必ずしも明瞭に規定しているわけではなく、本案件においてもそれがどのように使い分けられているのか、結局のところよくわからない。ただし、王惲は恐らく、「族」を最も大きな集合ととらえ、その中に「氏」があり、さらにその中に「姓」があると捉えていたはずであり、そのことは、彼の『玉堂嘉話』（『秋澗集』巻98）に、南宋・衛湜『礼記集説』巻5を引きながら次のようにいうことによって、多少は確認できる。すなわち「姓は天子に非ざれば以て賜う可からず。而して氏は、諸侯に非ざれば以て命ず可からず。姓は、百姓の正統を繋ぐ所以（たとえば、姓が嫡子によって受け継がれていくことなどを想定すべきだろう）、氏は子孫の旁出を別つ所以（たとえば、庶子が母の違いによって区別されることなどを想定すべきだろう）、族なれば則ち氏の聚まれる所のみ。古は、或は氏は国に則る。齊・魯・秦・呉、是なり。氏は諡に則る。文・武・成・宣、是なり。氏は官に則る。司馬・司徒、是なり。氏の爵に則れば王孫・公孫、氏の字に則れば孟孫・叔孫、氏の居に則れば東門・北郭、氏の志に則れば三烏・五鹿、氏の事に則れば巫・土・匠・陶、是なり。蓋し、姓を別てば則ち氏と為る。氏に即けば則ち族有り。族に氏を同じくせざる無し。氏は族を同じくせざる有り。故に、八元・八凱は高陽氏・高辛氏に出でて之を十六族と謂う。是れ、氏の族を同じくせざる有るなり。商氏・条氏・徐氏の類、之を六族と謂い、陶氏・施氏の類、之を七族と謂い、宋氏・華氏、之を戴族と謂い、向氏、之を桓族と謂う。是れ、族は氏を同じくせざる無きなり」。

●軒轅以有熊……周以姬—ここでの「姓」と「氏」の使い分けは、伝統に従った通念であり、たとえば、『史記』巻1・五帝本紀は、その冒頭で「黄帝は少典の子、公孫を姓とし、名は軒轅と曰う」といい、同本紀の末尾では「黄帝より舜、禹に至るまで、皆な姓を同じくし

て其の国号を異にし、以て明德を章かにするなり。故に、黄帝は有熊と為し、……帝堯は陶唐と為し、……帝禹は夏后と為して氏を別かち、姒氏を姓とす。契は商と為し、子氏を姓とす。弃は周と為し、姬氏を姓とす」ともいう。『史記』が、「有熊」「陶唐」を「氏」と認識し、「姒氏」「子氏」「姬氏」をそれぞれ「姓」と認識したことは明らかだろう。ただし、「氏」と「姓」とが元来どのように使い分けられたのかは、『史記』の場合もよくわからない。こうした通念は王愐の同時代まで広くいきわたっており、そのことは元刊本『事林広記』帝系類に同様の記述が見られることによっても確認できる。 ●兼体知得有親散賜姓等氏—この二句は、具体的に何をいうのか、よくわからない。「体知」というのだから、実際の見聞にもとづいた知識をいうのであろうが、「有親散賜姓等氏」がモンゴル時代のいかなる具体的事例を指すのかは不明である。また、「有親散賜姓等氏」は、文字がこのままで正しいのか、正しいとすればどのような句作りになっているのか、よくわからない。ここでは、「氏」を「姓」より大きな概念と考え（前註参照）、「親有らば、姓等の氏を散賜す」と一応解釈したが、「親しく姓等の氏を散賜す」と読むべきかもしれない。「散賜」は「分賜」と同意。

85-7 請論定徳運状

（「国家」「朝章」で改行平出）

蓋聞、自古有天下之君、莫不応天革命。推論五運、以明肇造之始。如堯以火、舜以（王）〔土〕、夏以金、殷周以水木王、漢唐以火土王、是也。扱亡金、泰和初徳運已定、臘名服色、因之一新。今国家奄有区夏六十餘載、而徳運之事未嘗議及、其於大一統之道似為闕然何則。蓋關係国体、誠為重事。縁只今文治燭興、肄朝章、制儀衛。若徳運不先定所王、而車服旗幟之色、将何所尚矣。合無奏聞、令中書省与元老大臣及在廷儒者、推論講究而詳定之。然後詔告（方）

〔万〕方，俾承天立極之序，粲然明白，寔光揚祖烈，貽厥子孫之永罔凶也。惴
謬当言列，無以塞責，重大之事，敢冒昧敷陳。

【訳】 德運を決定することを請う意見書

聞くところによれば、天下を支配する君主はみな、天命に従い王統を革め、
五運を究明論定して王統の起源を明らかにするという。堯は火徳、舜は土徳、
夏は金徳、殷は水徳、周は木徳で興り、漢は火徳、唐は土徳によって興った、
というのがそれである。亡金については、泰和年間（1201～1208）の初めに徳運
が定まり、臘祭の十二支名や車馬・牲畜の色は一新された。いまご公家は中原
を領有すること六十餘年を数えるが、徳運のことはいまだ議論に及んだことが
なく、あらゆることがらの中心として理念を定め天下を併呑するうえで、不十
分なところがあるように思われるのはなぜであろう。思うに、国のありかたに
関わることはまことに重大事であって、なぜなら、今まさに文教礼樂を盛んに
し、綱紀になじんで文武の官の儀礼も定まろうとしているからである。もし王
統の興った徳運を先に決定しなければ、祭祀に用いる車馬・礼服・旌旗等もど
うして尊ばれよう。

陛下に奏上して中書省に命じ、元老や大臣、及び側近の儒者と共に推論研究
し、徳運を明らかにすべきであろう。その後、四方に詔を出し、聖人として
天命を承け、道德の標準を立てる天子となったことを明白にすることが、じつ
に祖宗の功業を輝かし子孫に榮譽を残す長久の計というものである。

わたくし王惴は誤って御史臺に奉職し、職責を果たせずきた。重大なこと
なので不明を恐れず敢えて意見を述べた次第である。

【註】 ●徳運—王朝の気運を五行の交代によって説明しようとする説。クビ
ライ時代における徳運の議論は、唐以後の正統がどのように継承されたかを決
定することであり、国号・国朝の姓氏・国家祭祀・史書編纂事業などとともに
、南宋に対して自らの正統性を確立する（したがって南宋の非正統性を立証する）

重要な議論であった。また、「徳運」という語は五経に見えず、儒家関係では『孔子家語』が初出という（因みに、本案件がいう「堯は火徳、舜は土徳」という議論も、その初出は『孔子家語』巻6・五帝にある）。なお、元刊本『事林広記』節序類・歳時雑記の条は「大元皇帝は亦た火徳を以て天下に王（おこる）」という。これがいつ頃どういう経緯を経て定められた議論なのかはよくわからない。 ●亡

金泰和初徳運已定一『金史』巻11・章宗紀3・泰和二年（1202）の条に、「十一月甲辰、徳運を更定して土と為し、臘は辰を用う。……戊申、徳運を更定せるを以て、中外に詔す」とある。この『金史』の記述で「更定」というのは、徳運決定までに紆餘曲折があり、再検討されて土徳となった事情を示唆する。『四庫全書』本『御題大金徳運図説』によれば、金は元来、太祖が国号を金とし、また女真人のあいだでは白色が尊ばれたことから徳運を金と推定したが、この説は徳運の継承を考慮しておらず、後に宋の正統性を認めてこれを火徳とし、自らは唐の土徳を継ぐものとして、金徳を土徳に改定した、という。また、泰和年間のこの徳運の議論は、金朝が北宋と遼朝のいずれを継承するかを決定するものであり、『遼史』編纂事業とも連動していた（『国朝文類』巻45「辯遼宋金正統」、同巻51「故金漆水郡侯耶律公墓誌銘」参照）。 ●臘名服色一「臘名」とは臘祭を行う十二支名をいい、「服色」とは祭祀に用いられる車馬・祭牲の色をいう。『礼記』大伝に「正朔を改めて服色を易う」といい、その鄭注に「服色、車馬なり」、孔疏に「之を易うとは、各おの尚ぶ所の赤・白・黒に随うを謂うなり」という。

「臘名服色」は、太廟の祀りから十二月の臘祭まで、国家が執り行う祭祀が五行の徳運によって規定されていることをいい、たとえば『金史』にいう「徳運を更定して土と為し、臘は辰を用う」（前註参照）とは、臘祭が「辰」の日に行われ、車馬・祭牲に黄色が用いられることを意味する。 ●大一統一『春秋公羊伝』

隠公元年春正月の条の冒頭に見えることば、本案件は「革命」「肇造」「区夏」「承天立極」「貽厥子孫」と経書のことばを多く引き、モンゴル朝廷が中華王朝の正統に正しく位置づけられるべきことを強く印象付ける。その時代背景として南宋攻撃があり、「大一統」とは具体的には南宋を併呑することを指す。 ●縁

一「由于」といった意。「因」等と同様の意だが、「因」等が「所以」等を前提として上文に置かれるのに対し、「縁」はしばしば下文に置かれ、原因・来源を示す。また、「却縁」と熟すことも多く、その場合は、事態が予想・期待と反している原因が下文に置かれる。84-5の註参照。なお、『四庫全書』本は、「誠為重事。縁只今」を「誠為重大。況際今」に改めるが、誤りである。 ●車服旗幟之色—『礼記』大伝にいう「正朔を改めて服色を易え、徽号を殊にし、器械を異にし、衣服を別にす」の「服色」「徽号」「器械」「衣服」を言い換えたもの。

85-8 為中省兩部私使貼書事状

(〔国家〕〔帝〕〔朝〕で改行平出)

切見、中書省左右部所設掾史、其員数足以分務、俸給足以養廉。又明注出身定擬資歷、是
国家以品官待人、未嘗以胥吏相期也。所望公勤精幹、躬行所事、今則不然。私使貼書、通知公務、每房少者不下六七人。官不係名、私有形勢。例皆掌按牘、主裁決。甚則至於關節導達、開閉倖門、泄露事機、滋長奸弊。私謁既行、公道多廢。近者制司偽貼事發、此其驗也。重念、都省政治之源、兩部天官之列。建網立極、所貴肅清、以明庶務。奈何使幼孺無知之人、混淆錯雜、紊煩官紀。其為害弊、孰甚於此。若曰此等吏習而已、事何預焉、是中省兩部為童子吏習之所、此尤不可(甚)[長]者。今者積弊有年、曾不更張革去冗長。欲望激濁揚清、選擢計密、抑吏權、謹公道、帝載以之能熙、期會至於不失、不可得也。又照得、省筭行下州郡、削減吏冗、使有定員。本謂省官不若省事、省事不若省吏。若此者、舍本趨末、欲清其流而反濁其本源也。兼旧例私使貼書者、律有明禁。擬中書省樞密院左右部及隨朝衙門、占恪貼書等人、合行禁罷。

【訳】 中書省の両部が貼書を私物化していることについての意見書

中書省、左右部所属の掾史(令史)は、職を分け合うに十分の定員があり、汚職をしないですむ十分の俸給がある。そのうえ、(解由に)役人となったルートを記入し、(そのことによって文散官としての)年功の算定を行うのは、ご公家が(令史を)位階官として待遇し、胥吏扱いしないからである。公正で有能な人が職務を遂行することを期待しているのに、現実にはさならず、貼書を私物化し、お上の仕事をみな処理させて、各部屋ごとに(そうした貼書が)少なくとも六、七人はいる。官人は役職の名分にかかわらず勝手な勢力・派閥をもつにいたる。(令史たちは)みな文書を取り扱い、決定を行って、さらにはからくり(賄賂)を用い、裏ルートをあけしめして、機密をもらし、悪事・弊害を助長させている。裏道がまかり通れば正義はすたれる。最近、制国用使司のニセ貼書が摘発されたのは、その証拠である。

また思うに、中書省の元老たちは理想的政治の根源であり、左右両部の官僚たちは(天子を中心に運行する)天の星々のようなものである。原理を定め中心を作るのは、世をただし、それぞれの勤めを明らかにするためなのに、(貼書という)幼く無知な者をごちゃ混ぜにして、官僚たちの秩序を乱すようなことをするとは何事であろう。これほどに弊害となる事態もあるまい。「これは胥吏の手習いだけであり、我々の仕事はさせていない」と(令史たちが)いうのであれば、それは中書両部を子どもの見習い場所扱いするものであり、やはり助長させるわけにはいかない意見である。いま長年の弊害が山積しているのに、やり直して無駄をはぶこうとは全くしていない。(そんなことでは)清廉な人物を抜擢し緻密な人を選んで、胥吏の力をおさえ正義を行い、みかどの事業を広く発展させ、帳簿の期限を守ることを望んだとしても、できるはずがない。

しかも、中書省は各州県に書類をくだし、餘計な胥吏を削減し定員を設けよ、という。「官人の数を削減するには仕事をへらすに越したことはなく、仕事をへらすには胥吏を削減するに限る」と考えているのだろうが、それでは本末転倒で、流れを清めようとして、かえって水源を濁すものである。そのうえ、以前

のきまりでは、貼書を私物化することには明文化された禁令があったはずである。

中書省・枢密院・左右部、及びみかどにつき従う中央の役所で貼書を独占する者については、禁止してやめさせるべきである。

【註】 ●貼書一本案件中に「幼穉無知之人」「童子吏習」というように、貼書は元来、児童が胥吏の仕事になじむよう設けられた「見習い生」。金元期は、宋代には胥吏として扱われた令史・書吏等が入流官として待遇された(85-2「令史」の註参照)。そのため、従来の「見習い生」が実質的には胥吏の役割を果たしたと推測され、中央官庁と地方官庁のそれぞれに貼書・写発等が定員化されて設けられた。貼書は、令史・司吏等の重要な来源であると同時に、在地の者、犯罪者も多かったため、さまざまな不正の温床ともなった(『元典章』卷12・吏部6・吏制・司吏・革去濫設貼書の条、及び遷転人吏の条、『秋澗集』卷35「上世祖皇帝論政事書」、胡祇遹『紫山集』卷23「民間疾苦状」参照。ただし、本案件で批判の対象になっているのは、貼書ではなく令史である)。 ●掾史—二品以上の衙門に設けられた案牘吏員の令史を掾史ともいう。85-2の註参照。中書省の令史を「省掾」、御史臺のそれを「臺掾」、枢密院のそれを「院掾」といった。 ●明注—「注」は85-1の註参照。「明注」は主に履歴や賞罰を書き込むことをいう。 ●定擬—「定擬」は「擬」と同意で、案作りを行うこと。 ●資歴—金制では、正七品以上の文散官を文資官といい、その経歴を「資歴」といった。行績や資歴を解由に記入し、当該官の能否を定めた(『金史』卷52・選舉志2・文武選の条参照)。

●官不係名—この一句はよくわからない。ここでは「不係」を「不以」と同義と考え、「官は職名がなんであれ、みな」の意とした。 ●私謁—『詩経』周南・卷耳の序にある言葉で、「請託」の意。 ●制司偽貼事—「制司」は、アフマドを「司使」として至元三年(1266)正月に設立され、至元七年(1270)に尚書省に発展した「制国用使司」。一種の財務機関であった。この「制国用使司」で「偽貼書」事件が発生したというのだが、その詳細は不明。ただし、本案件で実質的

に弾劾されているのは制国用使司ないし尚書省だと推測され、王惲は明言を避けつつ議論を展開しているため、本案件の表現も全般にちぐはぐなものになっていると思われる（後註参照）。 ●都省—「都省」「省部」「都堂」には明瞭な

使い分けがあり、「都省」は幹部クラスの人を指す。また「省部」は六部、「都堂」は主に丞相を、それぞれ指す。ここでは、「都省」が元来どうあるべきかをいうことによって暗にアフマドを批判しているのかもしれない。 ●尤—「尤」は

「猶」の借字。 ●(甚)[長]—『四庫全書』本はこの部分を「之甚」とするが、「甚」は「長」の、字形からくる誤りであろう。なお、「長」は、助長、の意。

●計密—あまり用例を見ない語。王惲は、宋・曾鞏『元豊類稿』巻38「祭歐陽少師文」にある「還幹鼎軸、賛微計密（鼎軸を還幹し、微に賛じ密を計る）」という表現を意識して用いるのであろう。とすれば、「天子のために細心の注意をはらって計画を立てる」歐陽脩のような人物を、この場合指すのかもしれない。ここでも、王惲は暗にアフマドを批判している可能性がある。 ●帝載以之能熙—

『尚書』舜典にある「有能奮庸熙帝之載、使宅百揆（堯帝の事業をさらに発展させることのできる者がいれば、百官の取り締まり役に充て）」をふまえる。 ●期会—

「簿書期会」の「期会」とした。前文にいう「帝載以之能熙」（経書のことば）が国家レベルの内容だとすれば、こちらは「小役人」まで含めた話ということになる。

レベルの違うこうした話題がなぜ並列されているのかよくわからないが、あるいは、制国用使司ないし尚書省を批判しようとする王惲の意図をここでも読み取ることができるかもしれない。つまり、ある特定の機関の上から下まで、の意をこめるのである。 ●省官不若省事—『晋書』巻39・荀勗伝に「省官は省事に如くはなく、省事は清心に如くはなし」とあり、『日知録』巻8・省官の

条が荀勗の言葉も引きつつ、関連記事を集めている。 ●中書省枢密院左右部及隨朝衙門—本案件の冒頭で「中書省左右部」といい、ここでなぜ「中書省枢密院左右部」というのか、よくわからない。あるいは、「左右部」は尚書省に所属するか、ないしは独立していたのかもしれないが、本案件の成立年代が明らかでないため、それを特定できない。また、同様の観点から、「隨朝衙門」に尚

書省が含まれるか否かも不明。なお、「随朝衙門」は、『金史』卷52・選挙志2・文武選の条に「凡そ外任の循資官は之を常調と謂い、選ばれて朝官に為るは之を随朝と謂う」というように、中書省や尚書省、御史臺等の中央衙門を指す。本案件では「朝」を改行字とするが、それは『元典章』等においても同様。「朝」は皇帝を指す。 ●占格一錢仲聯『韓昌黎詩繫年集釈』卷2「送靈師」の註は「占格、乃ち占拠の義なり」という。

85-9 為百官賀正未見私先相賀状

（「殿陛」「闕下」で改行平出、「国家」「朝廷」「陛見」で空格）

伏見、 国家修習朝儀、漸有成法、是将表儀万国、肅正百官、為一代之制。兼 朝廷之上、礼直過肅、

殿陛之間、尊無二上。今者百官賀正、趨集

闕下、未蒙 陛見、私先拜賀、謹呼雜還、似失無二上之義。合無比奉朝儀已来、誠勅百僚、革（比）〔此〕習俗、庶令宮庭之間先致清肅、若大礼一行、隨即可觀。不然、限以門闌、令在内者不許私賀、以將其肅敬之心、亦礼治之一端也。

【訳】 新年の祝賀をする際に謁見を受けぬうちに勝手に祝いをする事についての意見書

わたくしが思うに、ご公家が朝廷での儀礼を整えられ、しだいに定まった規範を備えはじめているのは、あらゆる国々に手本を示し、百官たちに規律を与え、御世のきまりを打ちたてようとしているからである。あわせて、天子の前での礼は厳肅に過ぎた方がよく、御座にあっては「至尊は一人のみ」である。ところがいま、新年の祝賀のためにカアンのもとに参集し、カアンの謁見を受けぬうちに我先にと新年のあいさつをする者がいて、やかましく声をあげてばらばらに帰ってしまい、「至尊は一人のみ」という礼の心を損なっているようで

ある。朝廷での儀礼を定めたときを開始として、百官たちに厳しく申し付け、この習慣を改めるようにすれば、カアンのおわす宮廷はまず厳肅な所となり、盛大な典礼がひとたび行われても、秩序ある立派なものとなろう。あるいは、オールドの中にあっても、内向きの者に勝手な祝賀を禁止すれば、カアンに対する畏敬の念をもつことになるのであって、これも礼によって秩序をひろめるひとつの方法である。

【註】 ●百官賀正—「百官」は、全体の文意から主にケシクを指すと思われる。王暉が本案件で述べる「朝礼における無秩序」は、恐らく「賀正」のみではなかった。にもかかわらず王暉が「賀正」を例に引くのは、天子が「正朔」を定めるといふ中華王朝の理念を強く意識するからであろう。 ●修習朝儀—『元史』卷 67・礼楽志 1・制朝儀始末の条に、「世祖至元八年（1271）秋八月己未、初めて朝儀を起こす。是れより先、至元六年春正月甲寅、太保劉秉忠・大司農孛羅 旨を奉じ、趙秉温・史杠に命じて、前代の礼儀を知る者を訪ね、朝儀を肄習せしむ」とある。 ●今者百官賀正……—『国朝名臣事略』卷 12・内翰王文忠公（王磐）の条では、至元年間初期の朝賀の様子と、それに対する翰林学士兼太常少卿王磐の上奏を次のように記述している。「時に宮闕未だ立たず、朝議（儀の誤りか）も未だ定めず、凡そ称賀に遇えば、臣庶は貴賤を問うなく皆な帳殿の前に集まる。法を執る者、其の多きを厭い杖を揮いて之を撃つも、逐去して復た来たること、頃刻にして数次なり。公外国の笑いと為るを慮り、上奏して曰く『旧制を按ずるに、天子の宮門は応に入るべからずして入る者、之を闌入と謂い、外より内に及びて罪の輕重各おの差あり。宜しく宣徽院をして両省而下の百司の官の姓名を籍し、各おの班序に依り、通事舎人の伝呼賛引を聴きて、然る後に進むるを得さしむるべし。敢えて次を越ゆる者有らば、殿中司糾察して罰俸し、応に入るべからずして入る者は、宜しく闌入に准じて治罪すれば、朝廷の礼肅たるに庶望からん』と。後に遂に朝儀を定むるに公の言の如くす。『国朝名臣事略』の記述と本案件における朝賀の状況の記述は類似する箇所

が見られる。 ●朝廷之上／殿陛之間／闕下—いずれも空格または改行平出となっており、カアンのいる場所を指す。 ●尊無二上—『礼記』坊記に「子云く、天に二日無く、土に二王無く、家に二主無く、尊に二上無し。民に君臣の別有るを示すなり」とある。至尊は一人のみであることをいう。 ●比奉朝儀已来—「比」は「及」と同義。 ●随即—ただちに、の意。(漢)参照。 ●門闈／在內者—元朝期の文章にあつては「宮闈」はしばしばオールドを指す。「闈」は「掖」と同様、元來妃嬪がいる所をいい、ここにいう「門闈」も恐らく男女の雜居するオールドを指す(84-8「宮掖」の註参照)。「在內者」はしたがってカアンの夫人たちやケシクを具体的にはいうと思われる。

85-10 為太廟薦新並前障堦垣事状

(「宗廟」で改行平出、「国家」「祖考」「太廟」で空格)

伏見、 国家建

宗廟、奉 祖考、歳時饗祭、礼文昭備。今職貢万国、方物畢至。惟薦新之礼、尚闕而未行、非所以交神明、広孝思也。又礼下公門、式路馬、況太廟乎。今廟宮正門、前障高堦。拋東西外門即神靈出游之道、使内外臣民經過者、不知夤畏趨避為心、又非致敬恭之道。按金制、五品以上官過廟、去傘屏人從疾過、六品以下、並下車馬。合無照依旧例遵行。切詳、二事違闕至今、誠有司之慢也。

【訳】 太廟に季節の供え物をする事、ならびに門前の目隠し・壁についての意見書

わたくしが思うに、ご公家は宗廟を建てて父祖をまつり、季節ごとに祭祀を行って、儀礼典文も立派に備えている。いま貢物があらゆる国から届き、さまざまな物産がことごとく備わっているのに、ただ宗廟の供え物だけが缺けているのは、神とまじわり、思いを深める道ではないだろう。さらに、礼の規定に

は「(臣下は) 皇宮の外門の前では車を下り、みかどの車駕をひく馬には式礼する」とある。まして太廟においては当然である。いま太廟の正門には門前の目隠しと高い壁がある。東西の外門は神が出入りする道にあたり、国の内外の臣民が通過する際に、慎み恐れて足早に通り過ぎることによって畏敬の念を表すべを知らないのは、敬恭の道を行うことではない。金の制度によれば、五品以上の官が廟前を通過するときには、車蓋を取り去り、供の者は足早に通り過ぎる、六品以下については、みな車馬を下りる、とある。金の旧例に従って執り行うべきではあるまいか。

思うに、この二事が今日までちぐはぐなのは、官庁の怠慢によるものである。

【註】 ●太廟薦新—『国朝文類』卷41・経世大典序録・宗廟の条に「世祖皇帝中統元年(1260)秋七月、祖宗を中書省に祀る。三年、因りて太廟を燕京に建つ。四年冬十有一月、太廟に事とする有り。至元十七年(1280)、新たに太廟を大都に作る」とある。ただし、本案件の時期の太廟が中都のどこにあったかは不明。また、「薦新」は、毎月一日に新物を備えること(『礼記』檀弓上参照)。なお、『元史』卷74・祭祀志3・至元四年(1267)二月の条に「初めて一歳十二月薦新時物を定む」とあるほか、後の記述ではあるが『析津志輯佚』歳紀の条に、各月ごとに「薦新事物」の詳細が列挙される。 ●今職貢万国方物畢至—「万国」や「畢」という表現が次句にいう「惟」と鋭く対照されている点からすれば、「今職貢万国方物畢至」という王恂の言い方は一定の意図があるだろう。あるいは、暗にアフマドを批判しているのかもしれない。また、同様の観点からすれば、後文にいう「使内外臣民經過者、不知夤畏趨避為心」も、「万国」の使節が中都にあった太廟周辺をしばしば通過したことを意味するだろう。 ●下公門式路馬—『礼記』曲礼上に「国君は齊牛に(車を)下り、宗廟に式す。大夫士は公門に下り、路馬に式す」とある。 ●前障高堦—「前障と高堦がある」と訳したが、前後の意味上のつながりが薄く、以下に缺文を想定すべきかもしれない

い。 ●東西外門即神靈出游之道—待考。「東西の外門は即ち神靈(神ないし祖靈)出游の道」という本記述は、中国の古典に類似の言及を見ない。また、通俗的な文学にあっても、幽鬼は門神のいる南門から出入りするように思われる。この一文という内容が、どういった世界・レベルでの通念なのか、よくわからない。 ●人従—「随従」の意。(漢)参照。 ●切詳—「参照」と同義。記述者自らが参考意見を付す場合に用いる。また、「切詳」「参照」の対語は「詳照」で、こちらは文書の受け手が「つまびらかにする」場合に用いる。84-1の註を参照。 ●二事—ここにいう「二事」が何を指すのか、よくわからない。常識的には、表題にいう「薦新」と「前障塚垣」の二つであろうが、「薦新」「前障塚垣」ともに本案件で十分議論されているようには思われぬ。王惲は本案件で主に太廟の前を通過する際の儀礼について述べるが、表題にいう「前障塚垣」は一応これを指すと考えた。

85-11 為春寒馬牛損傷課程帶納馬疋事状

(「天子」で改行平出)

伏見、上都路今春雪寒、損傷馬牛数多。其山東等処災傷亦然。切惟、馬牛耕戰之本。会驗、明有条禁、馬不得駕拽車碾、牛不得私下宰殺。随路有司、奉行甚嚴。今京畿之間、其牛馬非理用度、甚者至於駝犁耕種、公然屠宰、以為尋常、茲有司之過也。今後犯者、宜加重論罪、庶望民知畏避、不致日有虛耗。外拋各路課程、每季乞約量分数、帶納全課馬疋有差、就令本道総府官或次貳一員兼監牧職、各每年終、驗孳息数目、考課能否而賞罰之。亦漢武帝二千石兼馬政之制也。儻議而行、上供

天子之六廩、下備征進之大舉。一旦果用、足以収良壯而振兵威。比之倉卒和買或藉取民間、不惟人不被擾、抑以減省国用、力不勞而辦矣。拋此合行拳呈。

【訳】 春の寒気による馬牛の損害と、商税・専売収入を馬で現物納税させることについての意見書

わたくしが思うに、上都路では今春の降雪・寒冷のために多くの牛馬が倒れた。山東等の地域でも状況は同様である。思うに、馬牛は耕・戦の根本であり、照会してみると、「馬に車や石臼をひかせてはならない。牛を勝手に殺してはならない」という、箇条書きによる明らかな禁令があり、関係各路の役所では厳しく取り締まっている。しかるに今、中都の周辺では牛馬をでたらめに使い、ひどい場合には犁をひかせ田を耕させ、公然と屠殺して当たり前だと思っている。これは役所の過失であろう。今後、罪を犯す者に対してはより重い刑を科せば、民は罪を恐れ、牛馬が無用に疲弊することもなからう。

そのほか、各路の商税・専売収入については、そのすべての項目について割合を算出し、馬によって年度ごとに現物納税させ、その行政地区の長官または次官に監牧官を兼任させて、毎年の年末に家畜の数を検査させ、勤務査定を行ってこれに賞罰を与えるようにしていただきたい。これがつまり漢の武帝が行おうとした、郡守に監牧官を兼任させるという案なのである。

もしこのことを検討して実行したならば、上は天子の六廄に馬がそろい、下は軍事行動に備えることになる。いったん馬を使う段になれば、強く良い馬を手に入れ、軍事力を増強させることになる。急な和買や民間からの借り入れに比べれば、単に民くさを混乱させないばかりか、ご公家の出費を抑えることにもなり、力は勞せずして整うことになるだろう。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●帯納一原義は「帯して納める」ことであり、最寄りの役所などに自ら「帯して納める」場合と、元来の税に「別に帯して納める」場合の二つがあるように思われる。『史学指南』諸納の条に「糧を帯して鼠耗を納取するの分例の如きの類を謂う」とあるのは後者の例である。ここは恐らく前者であろう。 ●会験一「会験」の語は『史学指南』発端の条に見え、その註に「事の応に証条して

行(おく)るべき者を謂う」とある。「会」は、所轄をまたいで集まる・集める、の意。同じく『吏学指南』推鞠の条には「会問」の語もあり、その註には「事の他司に関わるに、理として須く取会して問うべき者を謂う」とある。84-6の註参照。

●明有条禁—『元典章』卷57・刑部19・諸禁・禁宰殺・倒死牛馬里正主首告報過開剥の条は中統二年(1261)五月の聖旨を引き、牛馬が耕作と戦争の本であり、公私ともども殺してはならないことを述べる。クビライ時代の最も早い時期の禁令は現存の史料の中ではこれである。

●京畿—具体的にどこを指すのかは不明。あるいは、単に「腹裏」のことかもしれない。

●毎季—この場合は、毎年度、の意。「季」は、時間的な一定の区切り、の意で、「毎季孟月」といえば、「季」は三か月であり、「毎季、孟夏初旬に録囚に出で、仲秋中旬に按治に出づ」といえば、一年である。元朝期の税の徴収は年度単位で行われ、その納期は秋から冬にかけてである。84-1「部糧」の註参照。

●約量—計算する・算出する、の意。「約(yao)」「量」ともに、計算する、の意。

●分数—割合、の意。『明律国字解』には「分数とは、とりかを幾分とつくる。その分のかずなり」とある。ここで言う「約量分数」が何の割合を決定するのかはよくわからない。

●全課—未詳。文字の意味からして、すべての課程、の意と思われるが、商税・専売収入のすべてを馬によって現物納税させるという状況は考えにくい。恐らく、「課程」の全項目ごとに、の意なのであろう。

●漢武帝二千石兼馬政之制—『資治通鑑』卷22・漢紀14・武帝征和四年の条は、武帝の言を引き「郡国二千石、各おの畜馬の方略を上進して辺状に補し、与に計対せよ」という。同文は『漢書』卷96下・西域伝下・渠犂の条にも見える。なお「二千石」とは「郡守」の意。

●藉取—「藉」は「借」と音通。

85-12 論監司簽事職劇禄薄状

伏念、官守有常而事繁簡。時制雖寛、禄随品給。惟其加優則心専、心瀕

則事理。蓋廉於処己而免喪節之恥，勤於按部而無苟且之虞。切見，按察司簽事係隨朝正五品官，執掌既繁，部分寬遠。如刷磨（按〔案〕牘，審鞠刑獄，糾正官邪，肅清風化，勸課農桑，体究一切公事，終歲驅馳不離鞍馬。其在山北尤為匪易，今月給俸秩止三十貫文，寔為鮮薄，似難養廉。近体訪得，隨路勸農使・副定為從五從六資品，又所任之事止勸課而已。其品從高下，事為繁簡，俱与簽事不同，今者，祿秩争懸返加一倍。合無比附約量添支，使勸來者以勉事功。擬此合行呈。

【訳】 按察司簽事は劇務であるのに薄給であることを論じる意見書

わたくしが思うに、官人は職名に応じて一定不変の職務があるが、その職務には繁閑の別があり、折々にこなすべき時宜は多岐にわたるが、俸禄は品級に従って一定である。ただし、優遇措置を取れば官人は職務に専念するし、職務に意を注げば仕事は処理されることになり、恐らく、清廉に身を処して節操を失うような恥もなく、自分の部署をよく取り締まってつまらぬミスがなくなるだろう。

按察司の簽事はみかどにつき従う中央の役所の正五品の入流官であり、その職務は多忙であるだけでなく、管轄の地は広大である。たとえば、公文書を調べ、刑罰を審理し、官人の不正を糾弾し、風俗を正し、農業養蚕を叱咤激励して、もろもろの事案を実地に調査し、年中走り回って馬から離れる暇がない。特に山北東西道の執務は最もたいへんである。現在ひと月に支給される俸禄は三十貫文だけであり、まことに薄給で、清廉を保つのは難しいだろう。

近ごろ実地に調査したところ、関係各路の勸農使・勸農副使は(それぞれ)従五品・従六品の品級と定められており、その職務はただ「勸農」だけである。品級の上下と仕事の忙しさは、ともに簽事と比べものにならないというのに、現在その俸禄は逆に倍もかけ離れている。それぞれを比較計算して餘計に支給し、後進を鼓舞して職務に努めさせるべきであろう。

これについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●監司簽事—「監司」は地方監察を司る官府の総称。ここでは提刑按察司(至元二十八年(1291)五月以後は肅政廉訪司)の謂。「簽事(僉事とも書く)」は地方行政組織の属官で、いわゆる「簽判」。京官が任じられる場合を「簽判」といい、それ以外を「判官」という。元朝期には行中書省(行中書省のそれは後に廃止されたという)と提刑按察司(肅政廉訪司)に置かれ、本案件がいうように正五品。

●官守有常—「守常」というに等しく、役人には日々こなすべき一定の仕事があることをいうことば。 ●時制—『詩經』邶風・定之方中の序にあることば。「時節と制度」の意。 ●按部—「按」は「按察司」の「按」で、おさえる、の意。「部」は「部属」。

●随朝—85—8の註参照。なお、同案件では「朝」字で改行平出している。 ●刷磨—「刷卷磨勘」の意。文書を照合チェックして洗いなおすこと。「照刷」と同意。なお、ここに列举される「刷磨案牘、審鞠

刑獄、糾正官邪、肅清風化、勸課農桑」の詳細については、至元六年(1269)の提刑按察司設置の折に出された「察司体察等例」(『元典章』卷6・臺綱2・体察)参照。 ●山北—「山北」は多くの場合、居庸関以北を指し、たとえば『金史』

卷96・梁襄伝は、「遼の基業の根本は山北の臨潢に在り」「我が本朝の皇業の根本は山南の燕に在り、豈に燕を捨てて山北に之く可けんや」という。ただしここでは、『元史』卷86・百官志2・肅政廉訪司の条にいう、「国初」に立てられた四道の提刑按察司のひとつである山北東西道を指す。「山北遼東」がこの当時いかに劇務であったかについては、たとえば『国朝文類』卷65「平章政事廉文正王(廉希憲)神道碑」が記述する。また、『烏臺筆補』7「拳三道按察使事状」(89—30)は、山北東西道の按察使が長らく缺員になっていることを述べる。 ●三十

貫文—廉訪司簽事の俸禄は中統鈔三十貫であつたらしく、そのことは、『元史』卷96・食貨志4・俸秩の条、『元典章』卷15・戸部1・禄廩俸鈔職田の表、元刊本『事林広記』官制類・官員禄廩俸給の条等に記述がある。 ●勸農使—

『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)十二月丙申朔の条に、「司農司を改め大司農司と為す。巡行勸農使・副各四員を添設し、御史中丞李羅を以て大司農卿を兼ねしむ」とあり、ここにいう「勸農使」はこの「巡行勸農使・副各四員」

を指すと思われる。至元七年十二月に「大司農卿」になった李羅は御史中丞でもあったが、王惲がここで「勸農使」を引き合いに出して意見書を提出しているのも、御史臺と勸農使が実質上同じ人物によって統轄されていたからではあるまいか。

●品従高下事為繁簡—『烏臺筆補』4「論監選典故事狀」(86-28)に「或有資歴先後，品従高下，及不応等事」とあるように、「品従高下」は「品従の高下」。「品従」は「品秩」というに等しい。とすれば、「事為繁簡」も「事為の繁簡」であり、「事為」は、仕事、の意。

●禄秩争懸返加一倍—王惲はここで、仕事も楽で品級も下の勸農使が提刑按察司簽事より高給をもらっていることを述べる。その背景にどのような事情があるのか明らかでないが、クビライ時代の「官制」の実態を暗示して、きわめて興味深い。なお、「争懸」は、かけ離れている、の意。(漢)参照。

●比附約量—「比附」は、『吏学指南』体量の条に「物を以て相い並べるを比と曰い，依憑(より)て則と為るを附と曰う」とある。ならべて照らしあわせること。「約量」は、85-11の註参照。

85-13 用暦日銀修祖庭孔廟事狀

(「聖朝」「先朝」で空格、「哈罕皇帝」で改行平出)

切見， 聖朝修崇嶽祠，縁为国家鎮山，与民祈福。而宣聖三綱五常之本，君臣父子，以之而生成者也。其祖庭殿宇，至于闕然，考諸故典，皆係歴代有国者所増修。又会驗，

哈罕皇帝聖旨節該，諸路暦日銀一半修宣聖廟。拋東平・益都兩路，尽数分付襲封，修完曲阜本廟。合無欽依 先朝聖訓，將隨路及山東兩路銀数，併修祖庭正廟，就用洒掃戸，以供力役，可不勞而辦。如此，不惟善繼祖宗之志，抑亦尊崇之盛典也。

【訳】 暦の売り上げ銀で曲阜孔子廟を建てることについての意見書

ご公家が五嶽の祭祀を整え尊んでいるのは、ご公儀のために嶽神をまつり、

民の幸福を思うからであろう。孔子は人倫の根本であり、主君と臣下、父と子の関係もそこから生まれるものである。曲阜孔子廟は、その廟宇が不完全である場合には、故実には照らしてみると、国家を維持する歴代の皇室がみな増設を実施してきている。さらに、照会してみたところ、哈罕皇帝(オゴデイ)のお言葉に「それぞれの路の暦の売り上げ銀の半分で(各地の)孔子廟を整えよ。東平と益都の二路については、すべてを襲封衍聖公に与え、曲阜の本廟を完成させよ」とある。以前のカーンのお言葉に従い、関係路ならびに山東両路の銀をあわせて曲阜本廟を建築し、洒掃戸を用いるようにして雑役を負担させれば、労力を使わずしてすべて整うこととなろう。このようにするならば、単に宗廟にあられる先君の志を継承するのみならず、そもそも、国家が祭祀を執り行う立派な故実となる。

【註】 ●暦日銀一『国朝文類』卷41・経世大典序録・歴の条に「昔、太宗皇帝の時に在りて、中書 耶律楚材、嘗て庚午元歴を為す」とあり、耶律楚材が作ったというこの庚午元歴の売上金を「暦日銀」と称した(庚午元歴については『元史』卷56～57・歴志5～6・庚午元歴上下の条参照)。東平・益都両路の「暦日銀」を用いて曲阜孔子廟を再建せしめたことを記述する史料には、『国朝文類』卷19「曲阜孔子廟碑」、欧陽玄『圭齋集』卷9「曲阜重修宣聖廟碑」、『孔氏祖庭広記』卷5末尾の「大蒙古朝皇帝聖旨節文」その他がある。このうち『圭齋集』卷9「曲阜重修宣聖廟碑」は、「太宗皇帝平金の初年、歳は丁酉に在り。まず孔元措に詔して襲封衍聖公とす。孔顔孟三世の子孫を復(ほく)し、世世与る所無からしめ、廟戸を増給して皆な其の家を復す、是の歳、暦日銀は、諸路は其の半を以てし、東平は其の全を以てして、給して宣聖廟を修さしむ」という。後述の「祖庭孔廟」の註、ならびに「哈罕皇帝聖旨」の註参照。 ●祖庭孔廟—曲阜にある孔子廟をいう。『国朝文類』卷19「曲阜孔子廟碑」は、「右轄 厳公忠濟魯を保つ。嘗て清臺(厳忠濟)より仮(かり)て暦銭を頒ち、營繕の費を佐く。歳戊申(1248)、始めて鄆国後寝を復し」といい、「祖庭孔廟」のうち「鄆国夫人殿」は

1248年に再建されたという。ただし、『国朝文類』巻27「鄆国夫人殿記」によれば、鄆国夫人殿が落成したのは1252年。また、曲阜本廟の落成は後の大徳年間のようなのである。このほか、元好問『遺山先生文集』巻2「曲阜紀行一首」(恐らく1245年の作)、楊奐『還山遺稿』巻上「東遊記」(1252年の作)は、クビライ時代以前の曲阜を窺う重要な史料といえる。 ●聖朝修崇嶽祠—王恂がここで特

に「嶽祠」と述べているのは、クビライによる国家祭祀が「五嶽四瀆」に傾いて、孔廟や太廟のそれが等閑に附されていることを暗に示すためであろう。

●縁—85—7の註参照。 ●至于—この二字の会字は「𡗗」になり、ここはその意味で解した。「至今」の誤りである可能性もあろう。 ●哈罕皇帝聖旨—

『孔氏祖庭広記』巻5は末尾に「大蒙古朝皇帝聖旨節文」を掲載し、「諸路暦日銀一半修宣聖廟。益都・東平両路、尽数分附襲封孔元措、修完曲阜本廟」という。

本案件にいうオゴデイの聖旨は、その文言の重複から見て、恐らく『孔氏祖庭広記』所収のそれと同一のものである。また、『孔氏祖庭広記』所収のそれは、蔡美彪『元代白話碑集録』に収める丁酉年の聖旨「一二九七年曲阜文廟免差役賦税碑(蔡美彪氏は1297年に繫年するが、1237年の誤り)」と内容・表現ともに一部重複するから、この三者、すなわち『秋澗集』所収のそれ、『孔氏祖庭広記』、「曲阜文廟免差役賦税碑」は、同一年(1237)に出された同一の聖旨だと思われる。『孔氏祖庭広記』のそれが恐らく最も完全なヴァージョンであり、『元代白話碑集録』と本案件とはより省略が多いヴァージョンであろう。なお、聖旨中にいう「諸路暦日銀一半修宣聖廟」は、各路の暦日銀の半分を用いて当該路の孔子廟を整えよ、の意。 ●尽数—ことごとく、の意。 ●分付—吏牘体の文章にあつては、「分付」は、与える・わたす、の意。 ●襲封—「襲封衍聖公」の謂で、

政府に公認された孔子の正式な後継者を言う。『孔氏祖庭広記』巻1によれば、漢の元帝が孔子の子孫を「褒成君」に封じたのが始めといい、その後「褒成侯」「褒聖侯」などと封号をかえながら、北宋の末に至って「衍聖公」に改められたという。金元期はもっぱら「衍聖公」という。なお、オゴデイの聖旨が出された1237年当時は第五代の孔元措がいたが、本案件が出された頃は正式に公認さ

れた「襲封衍聖公」は空位だった。孔元措の死後、一時は孔元用、孔之全が「衍聖公」を襲封したこともあったが、クビライ時代になってからは空位が続き、第五代の孔治が「襲封衍聖公」になったのは成宗テムルになって以後のこと。

●就用洒掃戸—「就用」は、(既存のものを)利用する、の意。また「洒掃戸」は、曲阜孔子廟に附属した「奴婢」のような人々を指す。前掲『孔氏祖庭広記』巻5「大蒙古朝皇帝聖旨節文」に「又た看林廟戸の、旧設の百戸、見有の十戸は洒掃等を構えず」とあるように、少なくともオゴデイ時代以後は、林廟にこの「洒掃戸」を置くことは許可されなかった。また、『元史』巻160・王磐伝は至元八年(1271)前後の事として次のようにいう。「曲阜孔子廟は、歴代、民百戸を給し、以て洒掃に供す。其の家を復するに、是に至り、尚書省、括戸の故を以て尽く収して民と為す。磐言えらく『林廟戸百家、歳ごとの賦鈔は六百貫に過ぎず。僅かに一六品官の終年の俸に比するのみ。聖朝、疆宇は万里、財賦は歳ごとに億万を計る。豈に一六品官の俸を愛みて、以て孔子を待せざらんや……』と」。この記述は、王磐の言によって「洒掃戸」が復活されたことを思わせ、とすれば、太宗オゴデイ時代には廃止されていた「洒掃戸」がどこかの時点でまた復活され、尚書省のアフマドラによってさらに廃止されかかったことになるだろう。本案件において、王憚が「就用洒掃戸」というのは、古くから置かれていた「洒掃戸」を復活させて利用するというのか、それとも、現に今ある「洒掃戸」を「就用」と述べるのか、よくわからない。

85-14 論関陝事宜状

(「聖旨」で空格、「朝廷」で改行平出)

切見、京兆迺関陝重鎮、其居民大半、南驅放良・帰順等戸。兼地負山陰、其義雍等峪口、皆係南賊出沒道徑。如前年深入華嚴、殺掠人民、幾犯城廓、茲蓋腹心有庇然也。又如已獲平陽陳丑勞并本処李顔等、詳其事情、正以(狃彼)〔彼狃〕前習故、勾連内外、謀叛帰宗、皆其事也。体訪得、東連鄭

県、西踰義峪、其間多有四方作過避罪、逋逃無名等戸、聚散山林間、十百為群。彼負罪避匿、不獲自新、小則聚而草切、侵害良民、重則結連外境、窺伺間便、何所不至。其陝西官府、雖嚮奉 聖旨節文、將放良・析居・交參等戸、令所在招刷。未聞實効。況目今蝗旱如此、流民不安。其行府与総府、宜專一選差有幹局官属、多方用心、出榜招集、懷以恩信、使出離山林、安撫存卹、限以三年、免徵差賦。能此、既喜從新、又獲其所、則前日反仄之心、不測之擾、可以永絶矣。若因循姑息、視為細微、上下蔽匿、切恐、因而別生事機。如華州官司、明知如此、數百餘戸、不行申報、私下隱匿、取(歛)[斂]差發。足見奉行滅裂、不為尽心、曾無實効之明驗也。若曰金(商)[商]已戊、茲不復慮、消息未萌、古人深戒。又照得、本路総管已闕三年、雖有一二次官、望輕地微、恐難鎮服。是則分陝之任、未得其人、誠不可緩也。宜早為選選材德威望素著、足以(填)[鎮]撫軍民者、以膺重寄、庶幾秦隴之間、弊政一新、狂妄消弭。其元元之民、感念恩德、知朝廷雖遠、其憂民慮患、深至如此、孰不慶幸。是天下一臂、大得安全矣。

【訳】 関陝の急務について論じる意見書

京兆は関中陝西の重要な拠点であるが、居民は、大半は捕虜から良人となった者や投降した南宋人であり、そのうえ険しい山をひかえ、義峪・雍峪等の谷あいにはみな南宋の盗賊が出没する道筋にあたる。たとえば、さきごろ華嚴川まで深く侵入して殺戮・強奪をなし、京兆の城郭にも押し入らんばかりの事件があったが、これは恐らく内通者がいるからこそできることである。さらにまた、すでに捕えた平陽の陳丑劣、及び京兆の李顔等の事件は、事を明らかにしてみれば、この地域に古くからある気風に思い上がった連中がなじんでいるせいであり、内外でつるみ、謀反をおこして故郷の実家に帰ろうというのがその計画なのである。

実地に調査したところ、東は鄭県から西は義峪に至るまで、その間には、あちこちから罪を犯して逃亡して来た者・名籍をくらませて来た者がいて、山野

に出入りし、何十何百と徒党を組んでいる。それら逃亡者たちは、悔い改めることもせず、ましな方では山賊となって平民に害を及ぼし、ひどい者になると南宋側と手を結んで間隙をうかがい、行わない悪事はない。陝西の官府は、以前、節文にいうところの「放良戸・析居戸・交參戸は、その土地の役所が帳簿化せよ」とのカアンのお言葉をいただいたが、いまだにその成果を耳にしない。まして、今は蝗害と旱魃がかくもひどく、流亡の民は不安な状況である。中央からの出先機関と総管府とは、実務能力のある官員を集中的に選び、さまざまなことに留意し、札を立てて人々を招き、信頼と徳政で民を懐かしめ、逃亡者を山野から出させ、特別待遇を与え、三年を期限として税を免除するのである。このようにできれば、新しいご公儀に従うことを喜び、住む場所を得るのだから、この地域に古くからある謀反の考え、予期せぬ騒動は、永遠に根絶やしにすることができるのではあるまいか。もしかりにぐずぐずと一時しのぎのことをし、小さなことばかりに目を向け、役所ぐるみで隠蔽するならば、何らかの事態を容易に派生させかねない。華州の役所などは、そのことを十分承知していながら、数百あまりの戸籍を申告せず、ひそかに隠匿して差発を集めていたのである。役人たちがご公儀の命をでたらめに行い、真心を尽くして懸命に働くことをしなければ、何の成果も挙げられないという明らかな証明といえるだろう。また、「金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない」と言うのであれば、「災いを未然に防ぐ」というのが古人も深く戒めたことではないか。

さらに京兆府の総管はもう三年も不在で、一人二人の次官がいるとはいえ、人望は薄く扱いも軽く、恐らく関中陝西を掌握することは難しかろう。つまり、関陝の行政は適材適所を得ていないのであり、これをないがしろにして放置すべきではないだろう。軍・民を治めることができる素質と人望が備わった有能な人材を早急を選び、重要な任務に充てれば、関中の悪政は一新され、不逞の輩も消えるのである。国家の根本たる民は恩恵に感謝し、ご公家が遠方にありながらも民を深く憂い愛し、配慮がかくも深いということに気付いて、み

な幸いとするであろう。

かくして、天下の片腕とも言うべき領土が安泰となるのである。

【註】 ●関陝一元来は「関中陝西」の謂だが、この地域は当時南宋攻略の前線であり、四川への足がかりとなる重要な地域であったから(この地域は当時、しばしば「秦蜀」とか「陝西五路西蜀四川」と一括された)、王惲がここで意識しているのも四川を含めた広い地域だと思われる。ただし、といいつつも本案件においては、冒頭に「京兆迺関陝重鎮」といい、後半に「金商已戍、茲不復慮(金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない)」というように、実質的には京兆の守り・行政について述べられる。「関陝」は、南宋攻撃を前提とした線と点の確保という面からしか考えられないような状況下に当時あった。本案件は、そこに記述される地名・事件等、不明な点は多いが、当時の京兆を知る一級の史料といえる。なお、『金史』巻111・完顔訛可伝・正大八年九月の条に「河中は関陝五路(京兆府路・鳳翔路・鄜延路・慶原路・臨洮路)を背負い」といい、同じ地域について、『元史』巻1・太祖本紀・十一年秋の条には「西夏より関中に趨き、遂に潼関を越ゆ」というように、「関中」と「関陝」とは実質的にはほぼ同義。

●南駟放良—「南駟」は南宋から捕虜として連れてこられた「駟口」。また、「放良」とは「駟口」から解放して「良人」とすること。『南村輟耕録』巻17・奴婢の条に、「今、蒙古色目人の臧獲するを、男は奴と曰い、女は婢と曰い、総じて駟口と曰う」といい、同書・同条に「亦た自ら財を納め、以て奴籍を脱免するを求めんと願うもの有らば、則ち主は執憑に署して之を付す。名づけて放良と曰う」ともいう。「南駟放良」とは、南宋からの駟口を奴籍から抜いて平民とした者をいう。

●義雍等峪—『類編長安志』巻6・川谷・谷の条に、咸寧県の東南八十里に「義谷」があると記述される。ここにいう「義」とはこれであろう。また、至正年間(1341~1368)の記録ではあるが、『元史』巻139・朵爾直班伝に「金州は、興元・鳳翔由り奉元(京兆)に達するも、道里迢遠なれば、乃ち義谷を開き、七駅を創置すれば、路近くして以て便なり」ともある。

「義谷」は、漢水沿いの金州から秦嶺を越えて、直接京兆に北上するその出口にあたり、京兆からはわずか40～50kmのところにあった。「雍峪」は不明であるが、後文に「金商」の語があることからすれば、河南の商州から京兆にむかうルート沿いにあったと考えるのが妥当なのではあるまいか。ともに京兆府にあり、京兆からさほど離れていないところに位置したと思われる。 ●前年深入華嚴殺掠人民幾犯城廓一本記述については、事件の詳細、ならびに「華嚴」という地名、ともによくわからない。ただし「華嚴」については、京兆の南を流れる秦川（樊川）を別名「華嚴川」ともいうらしく（『陝西通志』等による）、いま仮にこの川名に従い、華嚴川（『類編長安志』巻5・寺觀・寺・華嚴寺の条に、華嚴寺は「樊川孫村の西に在り」と見え、華嚴川という別名は、樊川沿いの寺の名に由来すると思われる）をいうものと解釈した。その最大の理由は、華嚴川が義谷から京兆にむかうルート沿いに位置し、「幾犯城廓」の「城廓」が文脈上京兆を指すものと考えたからである。なお、「華嚴」は華州・嚴州の略というのが常識的な考え方ではあるが、嚴州は後の江浙等処行省所轄に位置し、この場合妥当でない。また、「嚴」を誤字とした場合、「華原」を想定することができるかもしれないが、「華原」は渭水の北側の耀州にある地名。また、華州とよく並列されるのは同州だが、その場合も普通は「同華」と略される。 ●平陽陳丑勞并本処李顔一ここにいう二人の人物が同一事件の関係者か、それとも別々の事件なのか、また、「平陽陳丑勞」が京兆で事件を起こしたのか、それとも平陽で事件を起こしたのか、王惲の表現のままではよくわからない。前文にいう「前年深入華嚴、殺掠人民、幾犯城廓」が侵入者の例だとすれば、こちらは内通者の例。『元史』巻5・世祖本紀2・中統三年（1262）六月癸卯の条に「太原総管李毅奴哥・達魯花赤戴曲薛等、李壇の偽檄を領し、旁郡に伝行す。事覺れ之を誅す」とあるが（同様の事件は『国朝文類』巻64「故提挙太原監使司徐君神道銘」にも記述される）、本記述も類似の事件をいうのではあるまいか。 ●（狃彼）〔彼狃〕前習一「狃彼」は、『四庫全書』本は「狃被」に作る。「狃彼」ないし「狃被」はともにあまり用例を見ないため、「彼狃」に改めた。「彼狃」は、たとえば『韓非子』十過に「之を彼

狃に与え、又た將に地を他國に請わんとす」とあるように、「驕傲」の意。ここでは、思い上がった者、といったほどの意であろう。また、「前習」は、「陝西四川」の地が北宋以来、宋・西夏・金三朝のはざまにあって「反仄」を繰り返してきた事実を述べると思われる。 ●東連鄭縣西踰義峪—鄭縣は華州の屬縣

(元刊本『事林廣記』郡邑類・陝西等處行省所轄の條参照)。「義峪」は前註参照。

●無名—詳細は不明。いわゆる「李蘭奚」「不蘭奚」のようなものをいうのであろうか。 ●聖旨節文—『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)三月庚子朔の條に「河南等路、及び陝西五路西蜀四川、東京等路行中書省を改め、行尚書省と爲す」、同年五月丙辰の條に「天下の戸を括す」、至元八年二月の條に「尚書省の奏定したる條画を以て天下に頒つ」、同條に「陝蜀行(中)[尚]書省を興元に移す」、同年三月の條に「尚書省に命じて天下の戸口を閲實し、條画を頒ちて天下に諭さしむ」というから、この一連の流れのどこかで出された聖旨であることは明らかである。恐らく、『元典章』卷17・戸部3・戸計・籍冊・戸口條画の條に見える至元八年の聖旨を、かなり自由にダイジェストしたもの。 ●放良・析居・交參等戸—「放良」は前註「南驅放良」参照。「析居」は分家、「交參」は複數で一戸を形成する戸籍のこと。安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『元代史の研究』創文社・1972)参照。 ●招刷—「刷」は「拘刷」の意。「招刷」は集めて帳簿化すること。 ●行府—「行」は、出先、「府」は、人や物が集まるところ、の意で、「行府」は元來「行中書省」「行尚書省」「行從宜府」等さまざまな機關を指しうるが、ここでは「行尚書省」のこと。ただし、王恂がここで「陝西五路西蜀四川行尚書省」といわず「行府」と記述したのは、恐らく一定の意図があった。「関陝」に置かれた「行尚書省」とは、モンケ時代に置かれた「行從宜府(行府と略される)」と實質的には大差なかったのである。また、この時期「陝西五路西蜀四川行尚書省」の責任者を務めていたのはサイド・アジャッル・シャムス・アッディーン(賽典赤瞻思丁 Sayyid Ajall Shams al-Dīn)だと思われ(『元史』卷125・賽典赤瞻思丁傳参照)、王恂がここで展開するさまざまな批判も實質的には彼を指していると思われる。なお、至元七年(1270)三月に京兆に置かれた「陝西

五路西蜀四川行尚書省]は、翌八年二月に省治を興元に移し、同年九月には京兆等路が尚書省に直隸して前線機関としての色彩を強めることになる(『元史』巻7・世祖本紀4による)。本案件は恐らく、至元八年九月までに書かれた。

●限以三年免徵差賦—王惲は、『烏臺筆補』4「論撫治川蜀事状」(86-23)においても、「辺城ではなく併合可能な城市については、差税・課程を三年間免除すべきだ」と、同様のことを論じる。京兆・川蜀ともに、その居民の多くは実は南宋側にもモンゴル側にも所属していなかった。王惲がここで述べているのは、そのどちらにも所属しない居民たちをいかにモンゴル側に取り込むかという方略である。

●能此—「能如此」の略。

●因而別生事機—85-4の註参照。

●金(商)[商]已戍茲不復慮—「商」は、『四庫全書』本がすでに改めるように「商」の誤りであろう。「金商」とは金州と商州の謂であり、唐代に「金商節度使」が置かれたように、実質的には漢水方面から京兆に達する重要な二本のルート上の拠点をいう。したがって「金商已戍、茲不復慮」は、金州と商州にはもう守りが置かれており、京兆には将来の心配はない、ということというひとまとまりのことは。

●消息未萌—成語。「消息未形」「消息未然」ともいう。

●本路総管已闕三年—「本路」とは京兆府を指すであろう。ただし、京兆の総管が缺員となった関連記事を知らない。

●望輕地微—用例をあまり見ない表現だと思われる。ここでは、「地」は地位を指すと考えた。